

# エイド通信

№200



2023年5月1日 発行

## 【目次】

- ◆ 自動車保険の「運転者年齢条件」について
- ◆ 生命保険を活用した相続対策

現職でも 退職後でも 安心のサポート

東京都人材支援事業団指定幹事損害保険代理店



TEL 0120-518-810

(受付:平日 9:00~17:00)

〒163-0943 東京都新宿区西新宿 2-3-1  
新宿モリス 16階

## 自動車保険の「運転者年齢条件」について

### 1. 運転者年齢条件とは

運転者年齢条件とは、自動車保険で契約対象のお車を運転する人の年齢を制限することにより保険料を安くする仕組みです。運転者年齢条件を設定した場合にその年齢条件の適用対象に関するご質問が、当社にいただくご質問の中で最も多いものの一つです。運転者年齢条件を変更する要因となる人の移動が多く発生する春にあらためてご説明したいと思います。

運転者年齢条件には、「年齢問わず」・「21歳以上」・「26歳以上」・「35歳以上」があります（「30歳以上」を設定している保険会社もあります）。

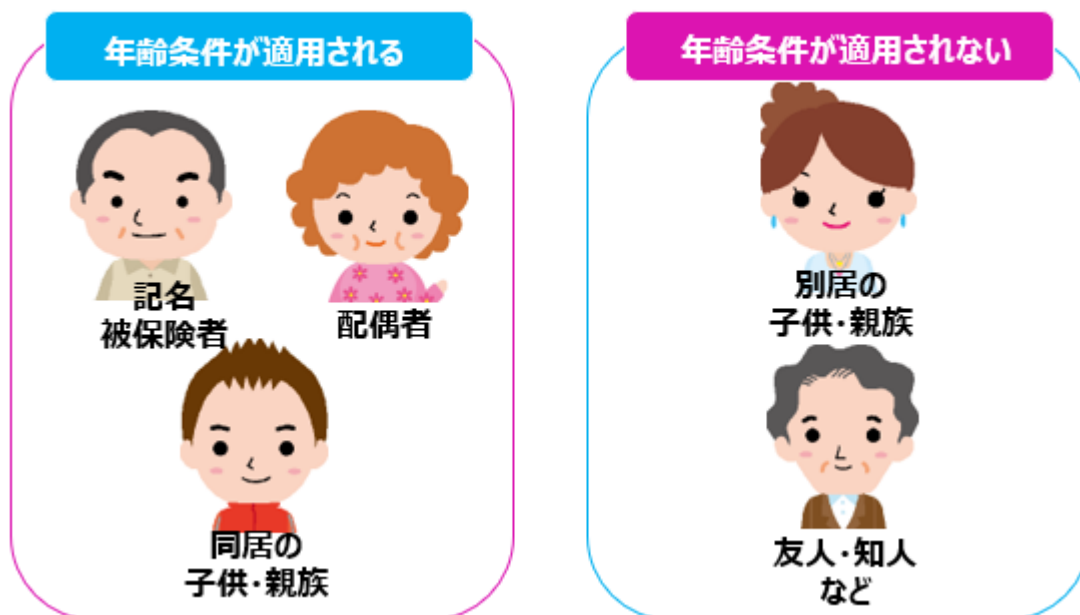
同じ年齢条件区分でも記名被保険者(主にお車を運転される方)の年齢によって、保険料が異なります。特に高齢者が記名被保険者となられる場合は、年齢が上がるごとに保険料も上がる傾向となっています。

**自動車保険においては、記名被保険者（主にお車を運転される方）とその配偶者およびその同居のご親族の最も若い運転者を基準として設定します。**別居の親族は、同居の親族に比較して運転する頻度が低く、運転者年齢条件の設定では、考慮しなくていいことになっています。※

したがって、運転者年齢条件が「35歳以上」であったとしても、24歳の別居のお子様がお休みの時に実家に帰ってこられ、自動車を運転される場合は補償の対象となります。



## 「運転者年齢条件特約」が適用される主な範囲



※別居・同居の考え方（二世帯住宅等）については、保険会社ごとに少し異なります。また、記名被保険者が個人事業主の場合などで従業員の方がお車をその事業のために運転されている場合は、年齢条件の適用方法が異なります。東京エイドセンターにご相談下さい。

## 2. 運転者年齢条件を見直すタイミング

運転者年齢条件の設定により補償の範囲が異なることとなり、保険料も変わってきます。次のようなタイミングが運転者年齢条件を見直すタイミングとなります。

### ①最も若い運転者の年齢が上がる時

記名被保険者・その配偶者、お子様など同居のご親族が誕生日を迎えられる時に、21歳になる・26歳になったなどの年齢区分を意識して年齢条件を変更すると保険料の節約になります。

### ②ライフスタイルが変化するとき

結婚や別居・同居、お子様の免許取得といったライフスタイルが変化するときが、お車を運転する人が増えたり減ったりするタイミングとなりますので、運転者の範囲の見直しが必要となります。

### ③自動車保険を更新するとき

自動車保険の契約を更新するとき、運転者年齢条件が適切かどうかの確認を忘れずに行いましょう。

運転者年齢条件をはじめとする契約条件の見直し・変更は、契約期間中でも可能ですので、気になることはいつでも東京エイドセンターにご照会下さい。

「お問い合わせ先」自動車保険部 0120-972-722(継続・その他担当) 0120-615-810(新規担当)

# 生命保険を活用した相続対策

生命保険は相続対策として活用できるとよく言われますが、実際には、どのように活用されているのでしょうか。一般的には、生命保険の特長である次の2点を相続対策として活用するケースが多いようです。（※2022年12月現在の税制度に基づいて記載しています。）

## ①生命保険には相続税の非課税枠がある

生命保険では、被保険者が死亡して相続人が受け取る死亡保険金のうち、法定相続人1人当たり500万円までが非課税になります。



例えば次のようなケースでは、

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| ・死亡した人 | 父親                     |
| ・死亡保険金 | 2,000万円（契約者・保険料負担者：父親） |
| ・法定相続人 | 配偶者、長男、長女 3名           |

生命保険の非課税枠は1,500万円（500万円 × 3名）となり、課税対象額は差額500万円（2,000万円 - 1,500万円）となります。

もし、現金で2,000万円相続した場合は全額課税対象となりますので、生命保険を活用することにより、**相続税の課税対象額を1,500万円抑える**ことができたことになります。

## ②生命保険は受取人を指定できる

「相続ではなく争族」という言葉を聞かれたことはありませんか。これは、遺産分割協議の際に発生するトラブルのことを指す言葉です。自分が死んだ後に、ご自身の遺産分割が原因で家族間・親族間で争いが発生するといったようなことは誰でも避けたいですね。

このようなトラブルを避けるひとつの手段が生命保険です。何故なら、生命保険は保険金受取人を指定することが出来るからです。受取人が指定された保険金は遺産分割協議の対象外となりますので、先に述べたようなトラブルに発展することがありません。

この2点の他にも、生命保険の保険金は納税資金として有効に活用できるというメリットもあります。例えば相続財産の大半が不動産だった場合、納税資金の準備のためにその不動産を売却しなければいけなくなるかもしれません。相続した大切な不動産を売却するのは残念なことですし、そもそも不動産の売却には時間がかかってしまい、相続税の納付期限までに間に合わないかもしれません。その点、生命保険は保険金を**現金**で、かつ**短時間**で受け取ることができますので、受け取った保険金を納税資金として活用できるというわけです。

ただし、生命保険は契約方法によって受け取る保険金にかかる税金の種類が異なることに注意しなければいけません。例えば、父親を被保険者、子供を保険金受取人にした場合、保険料負担者が誰かによって税金の種類は次のように異なります。

被保険者	保険金受取人	保険料負担者 (保険契約者)	税金の種類
父親	子供	父親	相続税
		子供	所得税
		母親	贈与税

つまり、相続税対策に活用したいと思って生命保険に加入したとしても、契約方法によっては思っていた効果が得られない場合があるということです。生命保険を契約する際には、加入する目的に合った保険種類・契約方法で契約することが大切です。

生命保険についてご相談がある際には、お気軽に当社までご連絡ください。

「お問い合わせ先」 トータルサポート保険部 生命保険担当 0120-206-810

SJ22-18239 (2023/03/27)



東京エイドセンターは、環境への配慮からペーパーレス化を目指して、エイド通信のメール配信を推進しています。ご賛同いただける方は、下記アドレスまでお名前をメール送信願います。

[aidtsushin@aid-center.co.jp](mailto:aidtsushin@aid-center.co.jp)